

## J I S 認証工場調査票 セクション B

財団法人 電気安全環境研究所  
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12  
TEL:03(3466)5186 FAX:03(3466)9817

### 質 問 票

Ref.No. : \_\_\_\_\_

B . 1 審査工場の名称・所在地

電 話 :

ファックス :

〔最寄り駅、空港などから審査工場までの地図のコピーを添付して下さい。〕

B . 2 . 1 審査工場の事務所の所在地

電 話 :

ファックス :

B . 2 . 2 認証取得者の名称・所在地

電 話 :

ファックス :

## B . 3 製造工場にいる連絡者及び副連絡者と認証製品に責任のある管理責任者

工場の連絡者：  
所属 / 役職：

工場の副連絡者：  
所属 / 役職：

品質管理責任者：  
所属 / 役職  
連絡先：

## B . 4 製造工場のおおよその総従業員数（パートタイマーを含む）

## B . 5 . 1 認証を希望する製品のブランド名及びモデル名等

## B . 5 . 2 適用される J I S 規格

## B . 6 . 1 外部供給事業者から購入する主要な部品・組み立て品（別紙可）

B . 6 . 2 品質管理の実施状況を事前に J E T にて確認するために、下記の(1)～(12)に関する社内規定又は関連する書面のコピーを、この質問票の添付書類としてご提出下さい。

- ( 1 ) 製造設備の確認  
J I S 認証製品に関する製造設備の詳細を記載した製造設備一覧表  
製造設備の保守点検又は校正（外部委託の場合の外注管理）に関する社内規定
- ( 2 ) 検査設備の確認  
J I S 認証製品に関する検査設備の詳細を記載した検査設備一覧表  
検査設備の保守点検又は校正（外部委託の場合の外注管理）に関する社内規定
- ( 3 ) J I S 製品規格及び検査規格の整備  
J I S の製品規格を具体的に定めた社内規定  
J I S の検査規格を具体的に定めた社内規定  
（社内規格を明確に説明するための J I S 規格と社内規格との対照表を添付して下さい。）
- ( 4 ) 資材、原材料及び部品の受入検査について定めた社内検査規定（個別審査事項の資材の管理に係る規定）
- ( 5 ) 資材、原材料、部品及び製品の保管について定めた社内規定
- ( 6 ) 製造工程の管理  
工程ごとの管理項目及び管理方法、品質特性及び検査方法に関する社内規格  
製造及び検査に関する作業、検査記録、管理図等に関する社内規定  
不適合品又は不適合ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置に関する社内規定
- ( 7 ) 記録の保管期間に関する社内規定
- ( 8 ) 製造工程、検査及び校正等の外注管理に関する社内規定
- ( 9 ) 苦情処理に関する社内規定
- ( 10 ) 社内標準化及び品質管理の組織的な運営  
経営方針又は品質方針等を定めた書面  
組織図、各部署の職務内容及び責任と権限を定めた規定  
就業者に対して行う教育訓練計画を定めた規定
- ( 11 ) 品質管理責任者  
品質管理責任者の職歴及び資格要件を満たしていることを証明する書面  
品質管理責任者の職務を明確にした規定
- ( 12 ) 申込み製品の実績  
申込み製品の過去 6 ヶ月間の月別生産実績一覧表  
6 ヶ月間に生産した製品が、JISの品質水準を満足していることを証明した資料  
（ヒストグラム・グラフ・管理図等）

- B . 7 製造工場の品質システムは、評価され、かつ、認証されていますか？  
認証書のコピーを添付して下さい。（ISO9001の認証等）  
【旧J I S法の下での認定工場にあっては、日本工業規格表示認定書のコピーを添付して下さい】
- B . 8 下記に関して記載して下さい。
- J I S 認証マークをどの工程で、どの様に、どこに表示しますか。
  - J I S 認証マークを使用した時期及び数量の管理方法記載して下さい。
- B . 9 当社は、通常の勤務時間内であればいつでも、工場調査実施機関の調査員が受入検査を含む製造工程の全ての場所に立ち入ることが出来ることを了承します。

品質管理責任者署名：

日 付 :

(B.3の品質管理責任者が記載内容を確認した上で署名して下さい。)

# J I S 認証工場調査票

---

## 補助ページ